

# 喫煙可能室設置施設の届出の手引き

## 1. 概要

この届出は、令和 2（2020）年 4 月 1 日時点で喫煙可能室を設置する施設の管理権原者が、堺市長に、施設の名称及び所在地等の必要な事項を届け出るときの手続きを示すものである。

## 2. 定義

### ① 喫煙可能室

喫煙可能室とは、既存飲食提供施設において、店舗の一部又は全部に設置することができる喫煙可能な部屋を言う。喫煙可能室では、令和 2（2020）年 4 月 1 日以前の喫煙状況を継続し、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等の提供は可能となる。


### ② 既存特定飲食提供施設

既存特定飲食提供施設とは、令和 2（2020）年 4 月 1 日時点で営業している、以下の要件を満たす第二種施設（健康増進法第 28 条第 6 号に規定する第二種施設）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設とする。

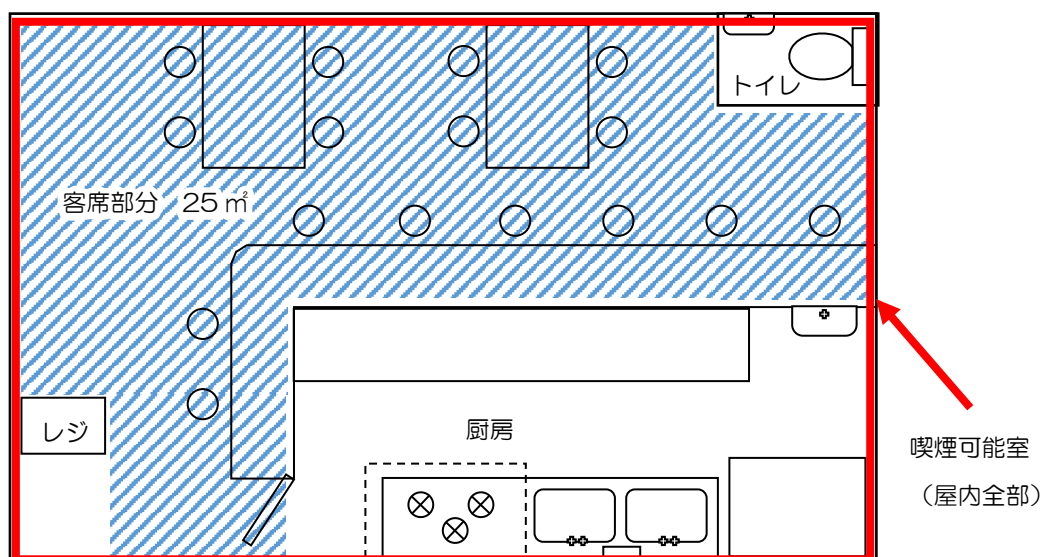
- ・ 客席の部分の床面積が 100 平米以下であること。
- ・ 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社）ではないこと。
- ・ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、一の大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の三分の二以上を有していないこと、もしくは、大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有していないこと。

## 3. 客席部分の面積の考え方について

「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除いた部分をさす。

（下記斜線部） 

<例>



#### 4. 喫煙可能室の設置について

喫煙可能室（上記赤枠部）は、下記の事項を遵守することとする。

- ・ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たすこと。  
なお、満たすべき技術的基準は、喫煙可能室の設置方法により異なるため、留意すること。
- ・ 喫煙可能室には、20歳未満の者は立ち入らせないこと。
- ・ 喫煙可能室の出入口と店舗の主たる出入口の見やすいところに、厚生労働省のホームページ等を参考の上、標識を掲示すること。

#### 5. 大阪府受動喫煙防止条例について

大阪府では、条例により、令和4（2022）年4月1日から、従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙に努めることとしている。また、令和7（2025）年4月1日から、客席面積30平米を超える店舗では、喫煙可能室の設置ができなくなる。これを踏まえて、喫煙可能室設置施設においては、条例施行までに受動喫煙防止対策について検討し、準備をお願いしたい。

#### 6. 新規の届出について

令和2（2020）年4月1日時点で喫煙可能室を設置する施設の管理権原者は、店舗ごとに書類を作成し、速やかに届け出るものとする。

##### ① 届出書類

	届出書類	部数
1	喫煙可能室設置施設 届出書（附則様式第1号（附則第2条第6項関係））	<u>1部</u>
2	チェックリスト（附則別記様式（附則第2項関係））	<u>1部</u>

##### ② 届出先

堺市健康福祉局健康部健康推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

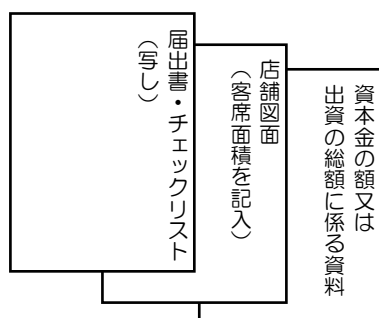
電話：072-222-9936

FAX：072-228-7943

##### ③ その他

喫煙可能室設置施設届出書とチェックリストは、堺市が受領後、受領印を押印の上、写しを返却する。各施設の管理権原者は、「客席部分の床面積に係る資料」や「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とともに、保管することとする。

##### 【店舗で保管する書類】



- ・ 客席部分の床面積に係る資料として、店舗図面に寸法と客席部分の面積(平米)、区画が分かるように記載してください。
- ・ 資本金の額又は出資の総額に係る資料とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいいます。

## 7. 変更時の届出について

上記6の新規の届出を行った喫煙可能室設置施設の管理権原者は、届出内容に変更が生じたときは、遅滞なく、堺市長に届け出るものとする。

### ① 届出の対象となる変更事項例

- ・ 代表者名等（結婚・離婚等による改姓等、法人の名称、代表者氏名、屋号。）の変更。
- ・ 経営者の自宅住所（法人の場合は法人の本社所在地）の変更。
- ・ 業態の変更。
- ・ 個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員が営業許可を継承する場合。
- ・ 法人が経営する店舗で、合併や分割によって営業許可を継承する場合。
- ・ 改装により客席部分の面積を変更する場合。ただし、変更後の客席部分の面積は、2025年3月までは100平米以下、2025年4月以降は30平米以下であること。

その他、変更届出の対象となるかどうかについては、堺市健康福祉局健康部健康推進課にご相談ください。

### ② 届出書類

	届出書類	部数
1	喫煙可能室設置施設 変更届出書 (附則様式第1号の2 (附則第2条第7項関係))	1部
2	変更の事実を証することができる書類	1部
3	チェックリスト (附則別記様式 (附則第2項関係))	1部

### ③ 届出先

堺市健康福祉局健康部健康推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

電話：072-222-9936

FAX：072-228-7943

### ④ その他

変更届出書とチェックリストは、堺市が受領後、受領印を押印の上、写しを返却する。各施設の管理権原者は、変更後の「客席部分の床面積に係る資料」や「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とともに、保管することとする。

## 8. 廃止時の届出について

上記6又は7の届出を行った喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙することができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、堺市長に届け出るものとする。

### ① 届出の対象となる事項例

- ・ 飲食店の廃止、移転、大規模改装（建替に伴う廃止を含む）。
- ・ 飲食店の屋内禁煙化（全面禁煙又は喫煙専用室等設置）。
- ・ 設備を設けて飲食を提供する施設ではあるものの、風営法上の許可を新たに所得した場合。
- ・ 個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が継承した場合。

- ・ 法人が経営する店舗で別法人に事業譲渡した場合。
- ・ 客席部分の面積が、2025年3月までは100平米以上、2025年4月以降は30平米以上である場合。

その他、廃止届出の対象となるかどうかについては、堺市健康福祉局健康部健康推進課にご相談ください。

② 届出書類

	届出書類	部数
1	喫煙可能室設置施設 廃止届出書 (附則様式第1号の3 (附則第2条第8項関係))	1部

③ 届出先

堺市健康福祉局健康部健康推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

電話：072-222-9936

FAX：072-228-7943

④ その他

廃止届出書は、堺市が受領後、受領印を押印の上、写しを返却するので、各施設の管理権原者は、保管すること。

※ 届出受理番号	
----------	--

## 喫煙可能室設置施設 届出書

年 月 日

殿

届出者 ㊟

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

### 記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	
	②-1所在地	〒      —  (電話      —      —      )
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第      号
④営業許可日	年      月      日	
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名(法人にあっては、その名称)	
	(ふりがな)	
②法人にあっては、その代表者の氏名		
③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒      —  (電話      —      —      )	
3備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更届出受理番号

喫煙可能室設置施設 変更届出書

年 月 日

殿

届出者

印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第7項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	
	②-1所在地	〒 - (電話 - - )
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
④営業許可日	年 月 日	
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名(法人にあっては、その名称)	
	(ふりがな)	
②法人にあっては、その代表者の氏名		
③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 - (電話 - - )	
3 変更内容	①変更前	
	②変更後	
	③変更日	年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄及び2欄は、変更届出までの事項を記載すること。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 廃止届出受理番号

喫煙可能室設置施設 廃止届出書

年 月 日

殿

届出者

印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	
	②-1所在地	〒 — (電話 — — )
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
④営業許可日	年 月 日	
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな)	
②法人にあっては、その代表者の氏名		
③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — — )	
3 内容 廃止	①廃止理由	
	②廃止日	年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄及び2欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

客席面積チェックリスト

施設名称	
------	--

※届出の前に、施設の客席部分の床面積を確認してください。

※このチェックリストは、喫煙可能室設置施設届出書又は喫煙可能室設置施設変更届出書に添付してください。

客席部分の床面積は、何平方メートルですか？	平方メートル
-----------------------	--------

- 30平方メートルを超え、100平方メートル以下の場合  
→2025年3月までに、屋内での喫煙は、専用の喫煙室内のみで行うこととしてください。あわせて、その対応後は、喫煙可能室設置施設廃止届出書を提出してください。
  
- 30平方メートル以下の場合  
→2025年4月以後も、経過措置により喫煙を選択することができます。  
屋内を全面禁煙とした場合又は屋内での喫煙を専用の喫煙室内のみとした場合は、喫煙可能室設置施設廃止届出書を提出してください。

※従業員を雇用する飲食提供施設においては、客席部分の床面積にかかわらず、屋内禁煙に努めましょう。